

私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額を求める国会請願

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

2022年 月 日

◆ 請願趣旨 ◆

現在、日本の私立大学（短期大学を含む）には、大学生全体の約75%、226万人が学んでいます。しかし、私立大学の初年度納付金（入学金・授業料・施設設備費）の平均額（2021年度）は過去最高の135万7080円となっており、私立大学の学生・父母等は、非常に重い教育費負担を強いられています。また、私立大学生の学費と生活費の合計は、年間192万円を超えています[※]。

多くの私立大学生は、学費・生活費を捻出するため日々のアルバイトに追われ、学業に専念できない状況に置かれてきました。その上、コロナ禍でアルバイト収入や家計収入が減少し、退学・休学を余儀なくされる学生が急増しています。この間、政府は経済状況の厳しい学生への支援策を実施してきたものの、限られた対象者への支援にとどまっているため、多くの学生の窮状や要望に応えるものにはなっていません。2019年度まで実施されていた授業料減免事業に対する補助も廃止され、多くの中間所得層が減免を受けられなくなりました。

2020年4月から始まった大学等修学支援新制度（給付型奨学金・授業料等減免）の対象者は、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯（目安年収は約380万円以下）の学生に限定されており、授業料・入学金の減免額は最大でも96万円となっているため、低所得層も多額の自己負担を強いられます。

学生生活を支える奨学金も、日本の場合はほとんどが貸与＝ローンです。所得に応じて返済する制度も、有利子奨学金は対象外となっています。奨学金を返済できず破産し、保証人になった家族等にも返済義務が及ぶため、家族も破産に追い込まれる事態を引き起こしています。

誰もが教育を受ける権利を有しており、家庭の経済的な事情に左右されることなく、教育を受ける機会は均等に保障されなければなりません。

日本政府は、2012年9月に国際人権規約13条2項の「高等教育の漸進的無償化」条項の受け入れを決定しており、高等教育の無償化を計画的にすすめていく責務を負っています。

1975年、公教育における私立学校の果たす重要な役割を踏まえて私立学校振興助成法が制定され、参議院の附帯決議は経常的経費の2分の1補助の速やかな実現を求めました。その後、私立大学の経常的経費に占める国からの補助金の割合は1980年度29.5%まで達したものの、現在では9.9%（2015年度。以降、未公表）にまで低下しています。このことが、私立大学生の学費負担が重くなっている最大の要因です。

以上のことから、次の各施策を実現するよう強く請願します。

注：日本学生支援機構、令和2年度学生生活調査

取り扱い
団体

 東京私大教連

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-5-23 第1桂城ビル
TEL 03-3208-8071 FAX 03-3208-0430
<http://www.tfpu.or.jp/>

